

事務連絡
令和3年10月15日

一般社団法人 全国介護付きホーム協会 御中

厚生労働省

社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室

老健局高齢者支援課

認知症施策・地域介護推進課

老人保健課

「技能実習介護の日本語能力要件を満たす新たな試験の周知について

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、「「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」について」の一部改正について」（令和2年12月18日社援発1218第3号・老発1218第1号通知）において、「介護のための日本語テスト」（内閣官房が開催する、介護人材に求められる日本語能力の確認のためのテストの運用・審査に関する検討会において認定を受けた事業者が実施する、介護のための日本語テストをいう。）に合格した場合、技能実習介護の日本語要件を満たすものと位置づけました。

本年3月8日、内閣官房が開催する当該検討会において、株式会社ショウイン及び一般社団法人外国人日本語能力検定機構（JLCT）が実施する「介護日本語能力テスト」が、「介護のための日本語テスト」実施事業者として認定されました。

これまで、技能実習介護の日本語要件を満たすものとして、「日本語能力試験」、「J.TEST 実用日本語検定」又は「日本語 NAT-TEST」に合格した場合としていたところ、新たに「介護日本語能力テスト」に合格した場合も追加されたことから、貴会におかれましては、別紙の内容についてご了知いただくとともに、会員各位に対し、ご周知いただきますようお願いいたします。

別添：「技能実習介護の日本語能力要件を満たす新たな試験の周知について」

（令和3年10月14日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室
ほか連名事務連絡）